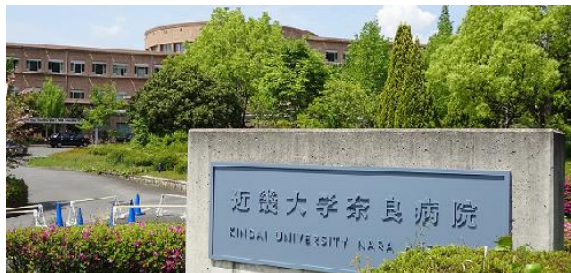




近畿大学奈良病院と生駒市水道事業が 「災害時における給水支援に関する協定」を締結

近畿大学奈良病院（病院長 城谷学、生駒市乙田町1248-1）と生駒市水道事業は、地震や台風等の大規模災害時に協力して被災傷病者の医療活動を円滑に行うため、「災害時における給水支援に関する協定」を締結しました。

近畿大学奈良病院は、奈良県西和保健医療圏（生駒市・大和郡山市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町）の災害拠点病院[※]として指定されており、厚生労働省の指定要件によって3日分の飲料水等を確保できる施設が整備されていますが、今後、協定に基づき、応急時に生駒市水道事業からの給水等が円滑に実施されるよう、情報共有や訓練など連携協力体制の強化を目指します。



■生駒市水道事業の応急給水活動について

生駒市水道事業は、市民のみなさまに対し、広報紙等で飲料水の備蓄について周知に努め、災害発生直後は各自の備蓄飲料水（3ℓ/人・日）、受水槽を活用した初期対応をお願いしています。

初期対応後の応急給水活動については、応急給水活動の基本方針に基づき人命の安全確保を図るため優先度の高い施設等から実施することとしていますが、今般の協定締結による連携協力体制の強化を通して、災害拠点病院である近畿大学奈良病院のさらなる機能維持・強化が図れるものと考えています。

※災害拠点病院とは

- ・24時間緊急対応し、被災時に被災地内の傷病者等を受入・搬出できる体制を有していること
- ・被災地からの傷病者の受入拠点になること
- ・災害派遣医療チーム（DMAT）を保有し、派遣体制があること
- ・地域の医療機関への支援を行なうための体制を整えていること

など、厚生労働省の指定要件により、各都道府県の二次医療圏ごとに原則1カ所以上整備されている高度の診療機能を有する医療機関のことです。奈良県では、同病院を含め、5つの保健医療圏に7箇所の災害拠点病院が指定されています。

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市上下水道部総務課（課長 池田・課長補佐 植村） ☎0743-79-2800（内線 730・732）

近畿大学奈良病院事務部総務課（課長 川田） ☎0743-77-0880（内線 5090）